

燕市まちづくり基本条例市民検討会議 運営スケジュール(案)

燕市まちづくり基本条例市民検討会議
第8回 平成22年1月9日 吉田公民館

検討項目	会議	開催日時	平成22年12月議会提案の場合	平成23年3月議会提案の場合	
			検討等の内容	検討等の内容	
「燕市のまちづくりを進めていくうえでルール化すべきこと」	第9回	平成22年2月6日(土) セ9時30分～正午 吉田公民館	1. ワークショップ 検討項目③「燕市のまちづくりを進めていくうえでルール化すべきこと」 ・これまでの検討内容や他市の条例を参考に、条例に規定すべきルールについて意見を交換します。 ・意見交換の内容について発表し、全体で意見の共有を行います。		
	第10回	平成22年3月13日(土) セ9時30分～正午 吉田産業会館	1. 検討項目の整理と確認 ・これまで検討してきた4つの検討内容の整理と確認を行い、会議としての共通認識を構築します。 2. 今後の進め方について ・意見交換と質疑応答を行います。また、会長、副会長を選出していただく予定です。		
	第11回	平成22年4月17日(土) セ9時30分～正午 吉田公民館	1. (仮称)まちづくり基本条例の提言書(素案)の検討 ・第10回会議で整理した項目を提言書に盛り込んでいきます。 ・検討すべき項目については、グループワークを継続します。 ・他市の条例を参考に項目を確認し、追加や修正などを行います。		
	第12回	平成22年5月15日(土) セ9時30分～正午 吉田公民館	〃	〃	
	第13回	平成22年6月5日(土) セ9時30分～正午 吉田公民館	〃	〃	
	第14回	平成22年7月3日(土) セ9時30分～正午 吉田公民館	〃	〃	
	第15回	平成22年8月7日(土) セ9時30分～正午 吉田公民館	1. 素案の最終確認 ・検討の総まとめとして提言書の確認を行います。 2. 市民フォーラムに向けた準備について ・発表者等、役割の確認を行います。	〃	
	第16回	平成22年9月11日(土) セ9時30分～正午 吉田公民館	1. (仮称)まちづくり基本条例 市民フォーラム ・(仮称)まちづくり基本条例の提言書(素案)を市長へ提出します。 ・検討経過と素案の内容を説明します。	〃	
	「条例の施行に向けて」	第17回	平成22年10月9日(土) セ9時30分～正午 吉田公民館	(必要に応じて開催) 1. 庁内検討委員会が策定した条例案の説明 ・条例案について説明と意見交換を行います。	〃
		第18回	平成22年11月13日(土) セ9時30分～正午 吉田公民館		1. 素案の最終確認 ・検討の総まとめとして提言書の確認を行います。 2. 市民フォーラムに向けた準備について ・発表者等、役割の確認を行います。
第19回		平成22年12月4日(土) セ9時30分～正午 吉田公民館		1. (仮称)まちづくり基本条例 市民フォーラム ・(仮称)まちづくり基本条例の提言書(素案)を市長へ提出します。 ・検討経過と素案の内容を説明します。	
「条例の施行に向けて」	第20回	平成23年1月8日(土) セ9時30分～正午 吉田公民館	(必要に応じて開催) 1. 庁内検討委員会が策定した条例案の説明 ・条例案について説明と意見交換を行います。		

提言書の提出後、必要となる手続き等
【12月議会提案の場合】

9月中旬: 市議会への報告
条例案策定(庁内検討委員会)
9月下旬～10月初旬: パブリックコメント実施期間(3週間程度)
地域説明会、懇談会等の開催
10月中旬: パブリックコメントに対する意見、考え方の公表
11月初旬: 議案の提出締切
12月議会: 議案(条例案)の審議
12月末: 条例公布
(条例施行日は4月1日頃: 要検討)

提言書の提出後、必要となる手続き等
【3月議会提案の場合】

12月中旬: 市議会への報告
条例案策定(庁内検討委員会)
12月下旬～1月初旬: パブリックコメント実施期間(3週間程度)
地域説明会、懇談会等の開催
1月中旬: パブリックコメントに対する意見、考え方の公表
2月初旬: 議案の提出締切
3月議会: 議案(条例案)の審議
3月末: 条例公布
(条例施行日は7月1日頃: 要検討)

- この運営スケジュールは、事務局で現在想定しているもので、運営に関して、市民検討会議の皆さんのご意見を求めながら進めていく予定です。検討状況によっては、スケジュールが前後する場合や、内容が変更になる場合があります。
 - 条例案を平成22年12月議会と平成23年3月議会に提案した場合に分けてスケジュールを表示してあります。どちらが良いということはありませんが、今後の検討の進捗状況に照らし合わせてスケジュールを管理していきたいと考えます。
 - この表では、最低限必要な条例制定までの手続き等を掲載しています。よって、市民検討会議の皆さんにご意見を求め、必要であれば、提言書を提出する前に市民の皆さんとの意見交換会の開催なども検討していきます。
 - (仮称)まちづくり基本条例の提言書(素案)を市長へ提出していただいた後、市の各部署の代表で組織する庁内検討会議を設置し、条例素案をもとに条例案を策定する予定です。ただし、必要に応じて提言書を提出する前に市民検討会議の皆さんとの意見交換なども検討していきます。
- ※運営スケジュールに関するご意見、ご要望などがありましたら、いつでも事務局までご連絡ください。また、会議の際にお願いしているふりかえりシートにご記入していただいても結構です。